

# 埼玉県災害弔慰金等負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、市町村が災害によって死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金について、当該市町村（以下「市町村」という。）に対して、負担金を交付する。

2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 災害弔慰金

市町村が災害によって死亡した住民（災害時にその場に居合わせた者で災害のやんだ後3月以上その生死が判明していない者を含む。以下同じ。）の遺族（配偶者「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。」子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）に対して支給する弔慰金をいう。

上記の対象遺族のうち、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在せず、かつ、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限るものとする。

(3) 災害障害見舞金

市町村が災害によって負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して支給する障害見舞金をいう。

(負担対象経費等)

第3条 負担金の交付の対象となる経費、基準額及び負担率は次の表のとおりとする。

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 負 担 率
災害弔慰金	(1)死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合  500万円  (2) その他の場合  250万円	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)に基づく災害弔慰金	基準額の3/4
障害見舞金	(1)障害を受けた者が世帯を主として維持していた場合  250万円  (2) その他の場合  125万円	法に基づく災害障害見舞金	基準額の3/4

(交付申請書の様式及び提出期限)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は毎年度1月10日までに提出するものとし、その提出部数は3部とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添

付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号の規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

(1) 負担対象経費に関する当該年度の市町村歳入歳出予算事項別明細書の抄本又は補正予算(案)事項別明細書の抄本

(2) 被害状況調

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 市町村長は、知事の要求のあったときは、負担金の交付の対象となる事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告の様式及び提出期限)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、負担事業完了後2月以内とする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

負担対象経費に関する当該年度の市町村歳入歳出決算書事項別明細書抄本又はその見込書抄本

(書類の整備等)

第10条 負担金の交付を受けた市町村は、当該負担金の交付に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該負担事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附則(昭和49年9月21日決済)

この要綱は、昭和49年9月21日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附則(昭和50年5月21日決済)

この要綱は、昭和50年5月21日から施行し、昭和50年1月23日から適

用する。

附則（昭和51年12月16日決済）

- 1 この要綱は、昭和51年12月16日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、昭和51年9月7日から適用する。

附則（昭和53年4月17日決済）

- 1 この要綱は、昭和53年4月17日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、昭和53年1月14日から適用する。

附則（昭和55年7月14日決済）

- 1 この要綱は、昭和55年7月14日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、昭和54年10月1日から適用する。

附則（昭和56年6月9日決済）

- 1 この要綱は、昭和56年6月9日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、昭和55年12月14日から適用する。

附則（昭和58年10月3日決済）

- 1 この要綱は、昭和58年10月3日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附則（昭和63年3月1日決済）

- 1 この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附則（平成3年10月11日決済）

- 1 この要綱は、平成3年10月11日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等補助金交付要綱は、平成3年6月3日以後に生じた災害に関して適用する。

附則（平成23年8月31日）

- 1 この要綱は平成23年8月31日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等負担金交付要綱は、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用する。

附則（令和3年4月1日）

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県災害弔慰金等負担金交付要綱は、令和3年4月1日以降に生じた災害に関して適用する。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県災害弔慰金等負担金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

市 町 村 長

下記により、埼玉県災害弔慰金等負担金の交付を受けたいので、補助金等の  
交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 災害弔慰金等負担金所要額調書 別紙1のとおり

3 災害弔慰金等負担金内訳書 別紙2のとおり

4 添付書類

(1) 令和 年度市町村歳入歳出予算事項別明細書抄本又は補正予算（案）  
事項別明細書抄本。

ただし、当該抄本は、市町村長又はその代理人が原本と相違ないことを  
証明したものとする。補正予算案に係る抄本については、同じくその旨を  
証明したものとする。

(2) 被害状況調 別紙3のとおり

様式第2号（第6条関係）

埼玉県災害弔慰金等負担金交付決定通知書

番 号  
令和 年 月 日

市 町 村 長 様

埼 玉 県 知 事  
（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県災害弔慰金等負担金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付の条件
  - （1）負担事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を得なければならない。
  - （2）事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
  - （3）負担金と事業に係る予算と決算との関係を明らかにした別紙の調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

様式第3号（第8条関係）

埼玉県災害弔慰金等負担事業実績報告

番 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で負担金の交付決定の通知を受けた埼玉県災害弔慰金等負担事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 負担事業の名称 埼玉県災害弔慰金等負担事業
- 負担金の交付決定額 金 円
- 負担事業の実施期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで 日間
- 負担事業の成果 別紙1のとおり
- 負担事業に要した経費の精算に関する事項 別紙2のとおり
- 添付書類  
令和 年度市町村歳入歳出決算事項別明細書抄本又はその見込書抄本

## 埼玉県災害弔慰金等負担金所要額調書

市町村名

区分	市町村実支出(予定)額 A 円	算定基準による算定額 B 円	県負担基本額 C 円	県負担金所要額 D 円	備 考
災害弔慰金					
災害障害見舞金					
合 計					

(注)

- 1 C欄には、AとBとを比較していずれか少ない方の額を記入する。
- 2 D欄には、Cの金額に4分の3を乗じて得た額を記入する。

## 埼玉県災害弔慰金等負担金内訳書

市町村名

区分	死亡(行方不明)及び障害者の氏名・住所	性別	年齢	生計維持者・その他の者の区分	死亡・行方不明の区分	遺族(弔慰金受給者)氏名・住所	死亡(行方不明)者との続柄	市町村実支出(予定)額 円	県負担金所要額 円	備考
災害弔慰金										
災害障害見舞金										
合計		人								

(注) 本表は別紙1による対象経費負担金所要額の内訳を記入すること。

被 害 状 況 調

市町村名

被害の状況			被 害 数	備 考
人的被害	死 者			
	行 方 不 明			
	負傷	重 傷		
		軽 傷		
		小 計		
計				
住家の被害	世帯数及び人員	全壊全焼	世 帯	
		又は流出	人 員	
		半壊又は	世 帯	
		半 焼	人 員	
		一 部	世 帯	
		破 損	人 員	
		床上浸水	世 帯	
			人 員	
	世 帯			
	人 員			
災 害 発 生 年 月 日				
災 害 確 定 年 月 日				

令和 年度災害弔慰金補助金調書

市町村名

県			市 町 村								備考
歳出予算科目	交付決定額	負担率	歳 入			歳 出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち間接補助金等相当額	支出済額	うち間接補助金等相当額	
(款)民生費	円			円	円		円	円	円	円	
(項) 災害救助費											
(目) 救助費											
(節)負担金、補助及び交付金											

(記載要領)

- 1 県の歳出予算科目は、款、項、目、及び節を記入すること。
- 2 市町村の科目は、歳入にあつては、款、項、目、及び節を歳出にあつては、款、項、及び目をそれぞれ記入すること。
- 3 予算現額は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 備考は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 うち間接補助金等相当額は、県負担相当額を記入すること。



## 埼玉県災害弔慰金等負担金精算書

	市町村支出額 A	算定基準による 算定額 B	県負担金 基本額 C	県負担金 所要額 D	県負担金交付 決定額 E	県負担金 受入済額 F	差引過不足額 G
災害弔慰金							
災害障害見舞金							
合 計							

(注)

- 1 C欄には、AとBとを比較していずれか少ない方の額を記入する。
- 2 D欄には、Cの金額に4分の3を乗じて得た額を記入する。
- 3 G欄には、DからFを差し引いた額を記入する。